

第6回

小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

テーマ

情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？

日時:平成20年12月10日(水)18時30分～ 於:コミュニティセンター 3階会議室

第6回 市民会議のプログラム

1. 小諸市の自治基本条例策定の取組みの考え方（確認）
2. 市民会議のテーマと開催予定
3. 前回のおさらい
4. 本日のワークショップの進め方

1.小諸市の自治基本条例策定の取組みの考え方(確認)

自治基本条例とは

- ・自治に関する基本的な事項を定めた条例。「自治体の憲法」とも言われる。
- ・全国の自治体で制定が増えている。

自治基本条例の内容・条件

出典：松下啓一(2004)「協働社会をつくる条例」ぎょうせい p.3より

自治の基本的なあり方を示している

市民の基本的権利や責務を規定している

自治体（議会を含む）の組織・運営・活動に関する方針や仕組みを定めている

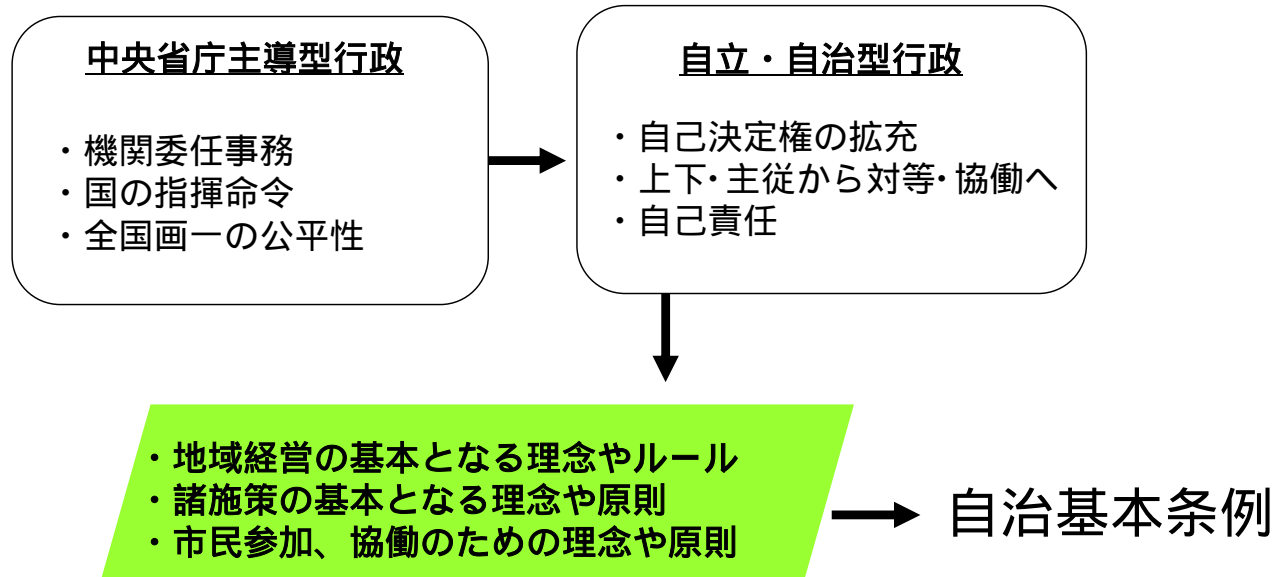
市民参加、市民と自治体との協働に関する方針や仕組みを定めている

自治体の最高規範として、他の条例や計画などの指針となっている

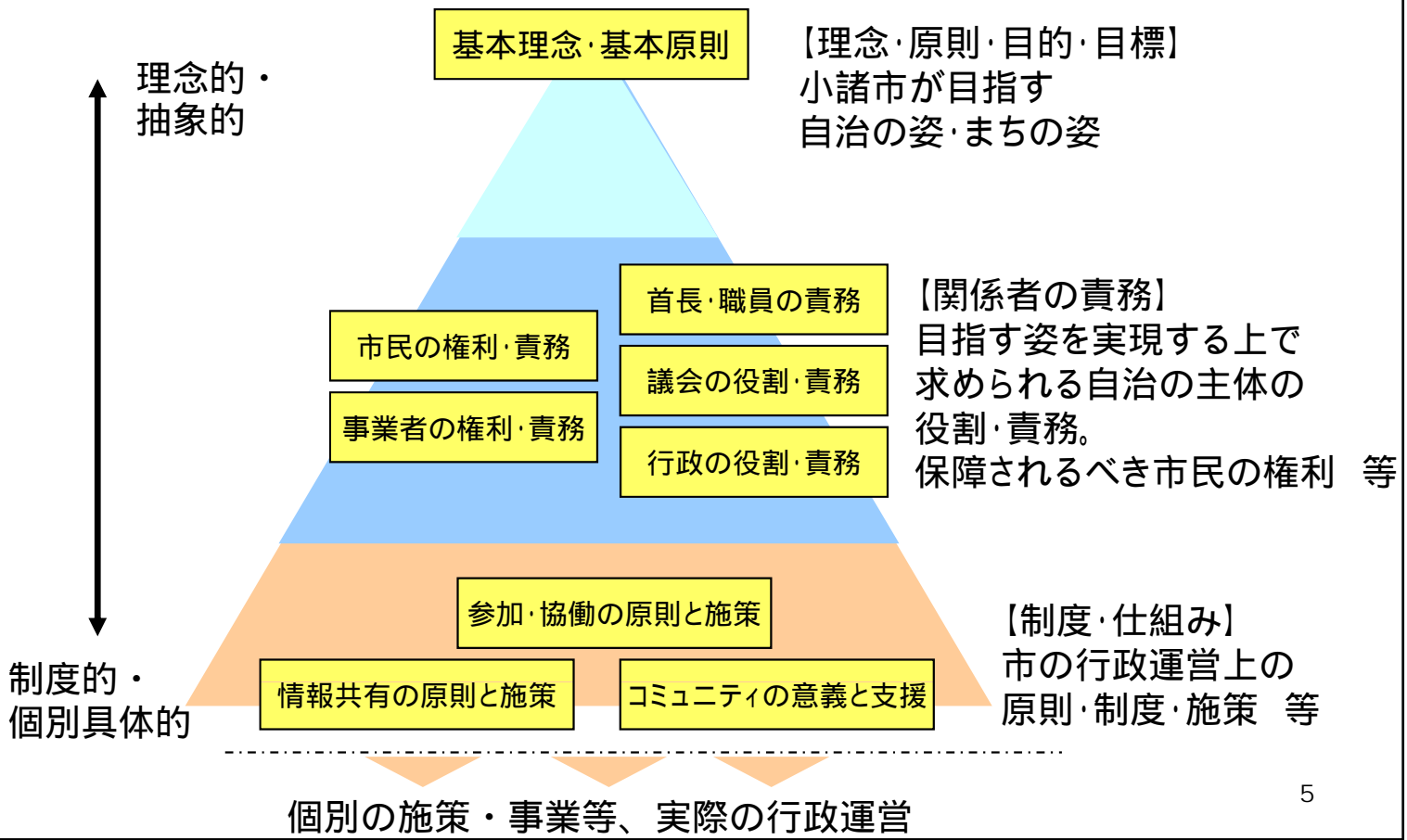
以上のことが、形式として規定されているだけでなく、実体が伴っている

自治基本条例の背景

- ・ 地方分権 地域の自治の伝統に基づいた原則の確立の必要性

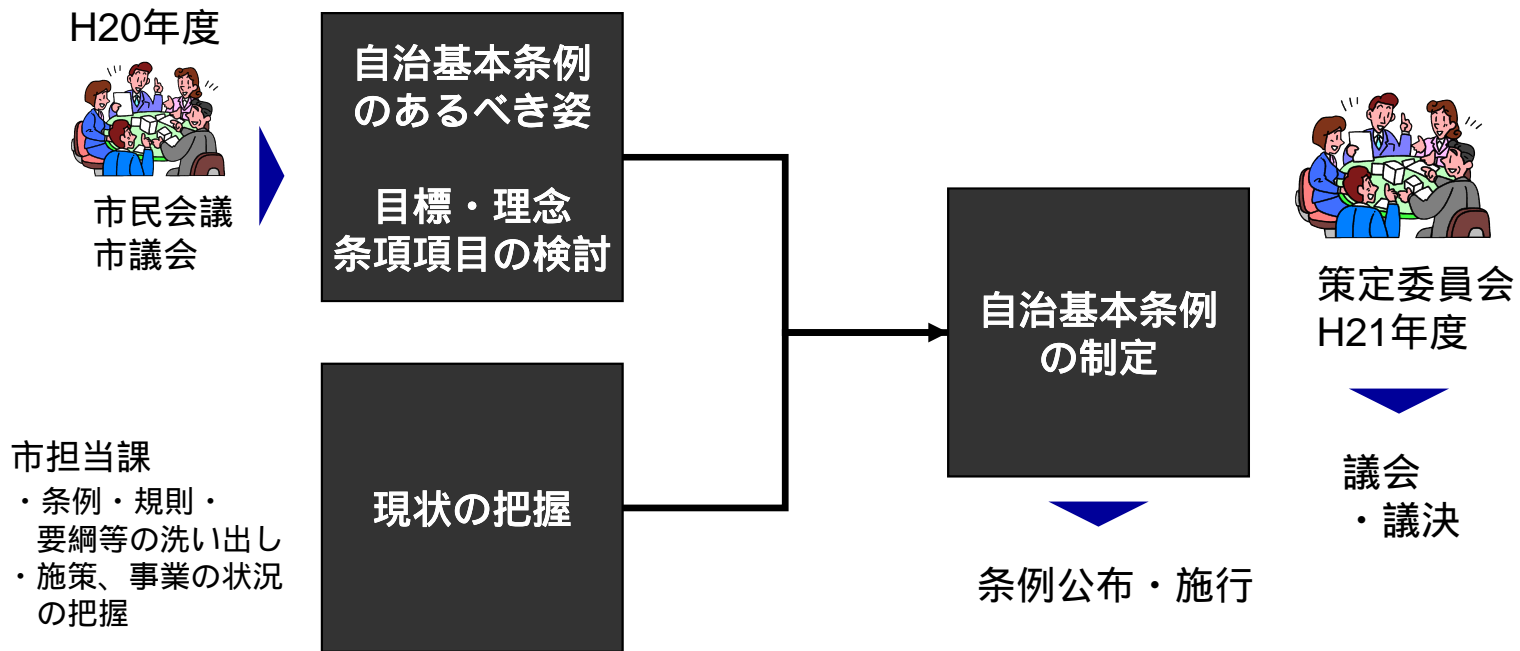


自治基本条例の範囲(例)



小諸市自治基本条例制定へ向けた体制とスケジュール

■ 制定までの流れ



当市民会議の役割と位置づけ

◆ 役割・目的

- ・多くの市民が自由に討議することで、小諸の自治のルールをつくるうえで必要な視点や考え方、現在の課題を確認すること

◆ 位置付け

- ・自治基本条例の制定に向けて、自由に発言できる意見交換、意見共有の場。
- ・まとめた意見は、平成21年度に設置する予定の条例策定委員会へ提供し、条例策定のための重要な参考資料とする。



2.市民会議のテーマと開催予定

- | | | |
|-------|--|----------|
| 第1回 | 小諸市の自治について改めて考えよう | 7/9(水) |
| 第2回 | 市民の幸せのために誰が何をすべきか？
－市民・議会・市長・行政の役割とは－ | 8/12(火) |
| 第3回 | 行政にはこうあってほしい(行政の責務) | 9/10(水) |
| 第4回 | 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務) | 10/8(水) |
| 第5回 | 私たち市民はなにをすべきか?(市民の責務) | 11/12(水) |
| ▶ 第6回 | 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか | 12/10(水) |
| 第7回 | 協働とは何か? どうやって進めたらよいだろうか? | 1/14(水) |
| 第8回 | 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ) | 2/10(火) |

3.前回のおさらい

第5回 市民会議

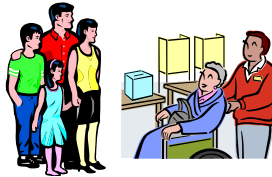
テーマ: 私たち市民はなにをすべきか? (市民の責務)



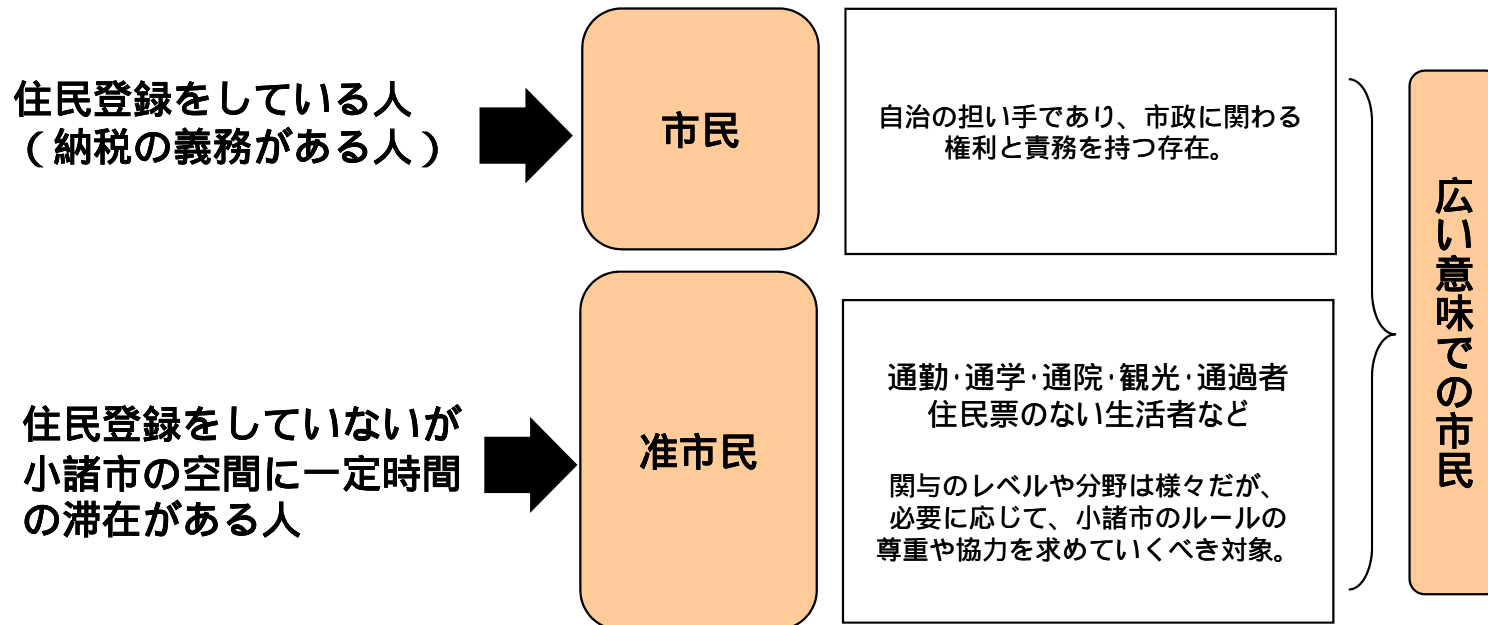
- 参加人数 23人
1班・・・12人
2班・・・11人

第5回 市民会議で行われた意見交換の要約(1)

市民の定義



小諸の自治の担い手である「市民とは誰か」を改めて考えてみると・・・



第5回 市民会議で行われた意見交換の要約(2)

市民の 権利・責務

他都市の例：市民の権利・責務

- 【権利】まちづくり（政治）に参加する権利
- 【責務】まちづくりの主体であること

- 【権利】行政サービスを等しく受ける権利
- 【責務】行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たす

主な意見

- 権利と責務を1セットにして議論し、記載すべき。これまでのまちづくりは権利の行使ばかりが目立ってきたが、市民には責務もあることを自覚すべきだ。
- 市民の責務は、行政や議会の責務に関連しているため、それぞれの関連性のなかで定めていく必要がある。
- 自治の意識や行動は若者ほど浸透していないように感じる。条例に“若者の責務”のような項目を設け、若い人の自覚を促すよう強調すべき。

市民の参加の 権利・責務

他都市の例：市民の参加の権利・責務

- 【権利】政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利
- 【責務】自らできること、なすべきことを考え、行動する

- 【権利】市民は互いに平等で、差別的扱いを受けない
- 【責務】自らの発言と行動に責任を持つ

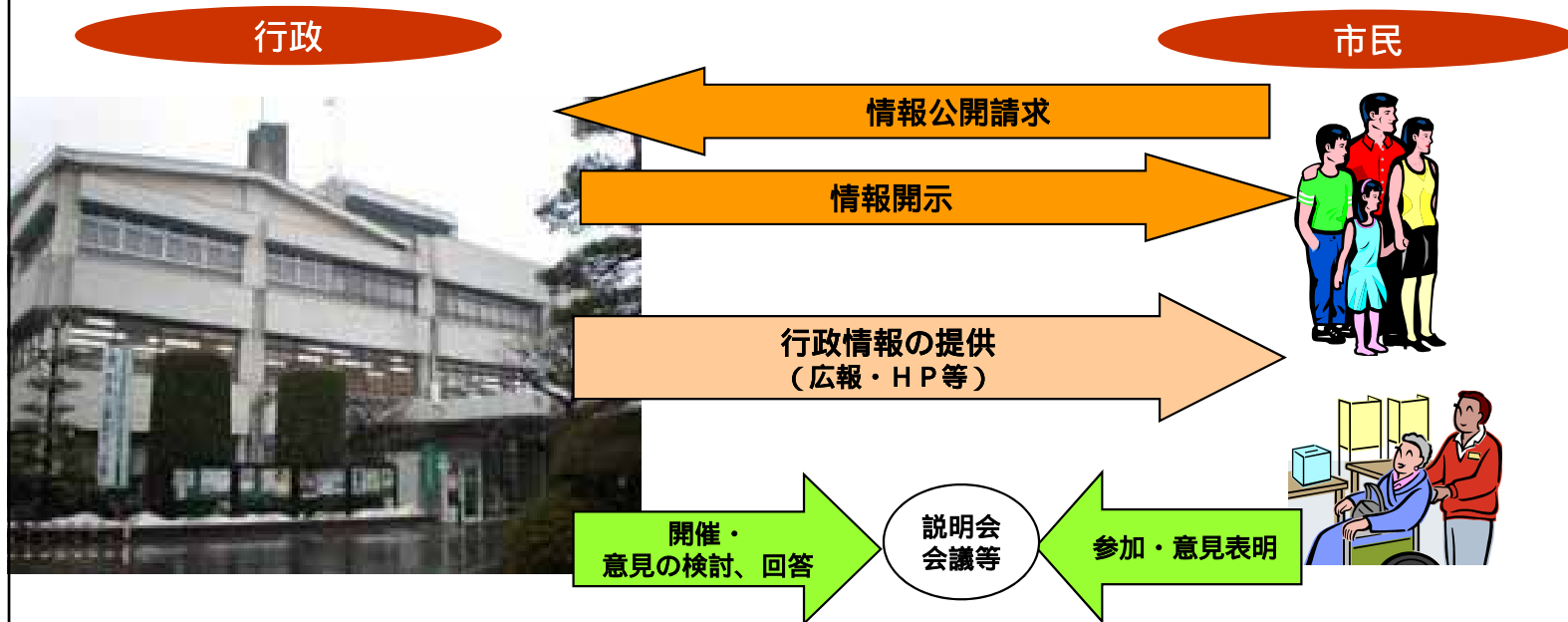
主な意見

- “発言に責任を持つ”とはどういう意味か？発言の根拠を示すことか、信念を持って発言を主張し続けるということか、具体的にしないと意味を持たないのではないか。
- 市政に対する発言の仕方、議論の仕方のお手本がどこにもない。お手本がないとどうしてよいかわからない。
- 実際の市民参加の場面で、効果を発揮する実用的なものをつくるべき。

4.本日のワークショップ

テーマ：情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？

情報公開、情報共有、情報交換とは？



情報公開、情報共有、情報交換の意義

地方自治の必要性が高まり、行政・議会・市民が、ともに「公共政策・公益活動」の担い手となることが求められている。

これを実現するためには、それぞれが適切に考えて行動するための基盤として、情報を共有財産として相互に活用できる環境をつくる必要がある。

情報公開・情報共有・情報交換の現状

実際には、行政が保有している情報が圧倒的に多いことから、条例などにより、行政情報の公開の原則や市民アクセス権の保障が規定されている。

小諸市の関連条例等

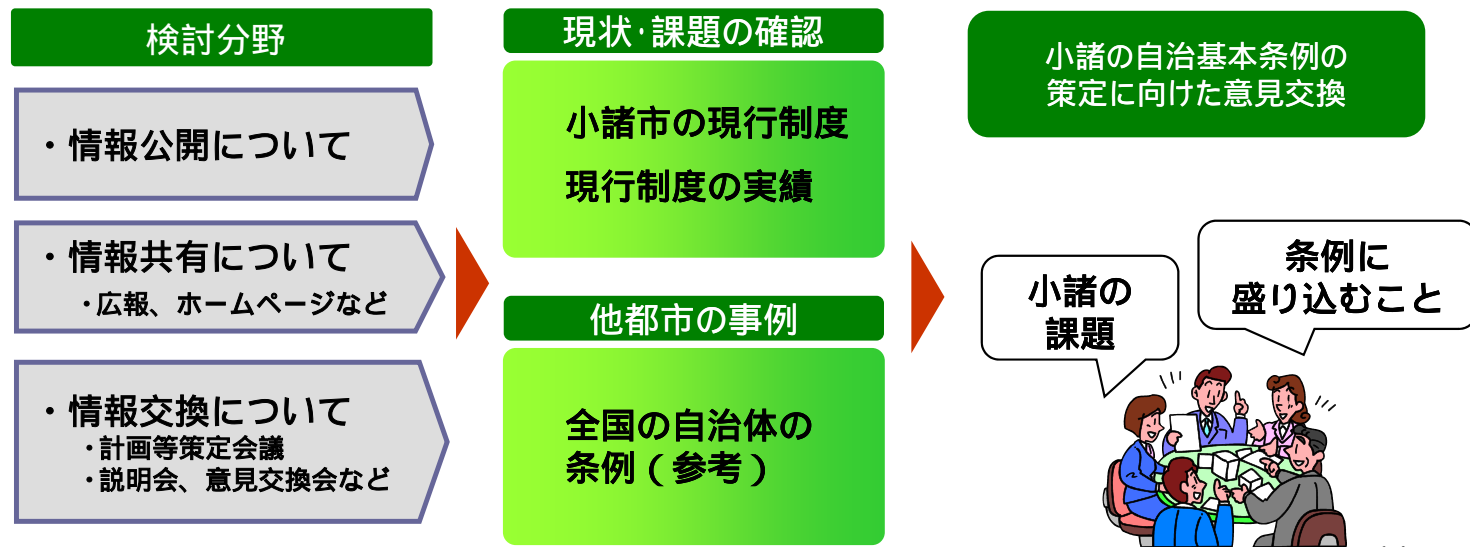
- 小諸市広報規則（H14年制定）
- 小諸市情報公開条例（H11年制定）
- 小諸市個人情報保護条例（H11年制定）
- 小諸市総合計画策定審議会条例（S63年制定）

ワークショップの検討内容

今回のワークショップでは、小諸市が改めて自治を機能させるためのルールを定めるに当たって、現行の制度の状況を確認し、どのような課題があるかについて意見を出し合います。

今後の条例制定を見据えてどのような内容を盛り込むべきか、強調すべきかを一緒に考えましょう。

テーマ：情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？



情報公開について

現状・課題の確認

根拠条例 小諸市情報公開条例

- 市民の知る権利にのっとり、行政が市政について市民に説明する責務を果たし、市民参加による公正な市政を実現するために制定。

利用状況

- 平成11年に施行されて以来、利用件数は増加傾向にある。
H14-16件、H15-7件、H16-2件、H17-41件、H18-29件、H19-33件
- 情報公開は、文書にて行われており、ここ数年の公開請求の内容は「業務委託に係る書類」、「中学校教科書採択に関わる資料」、「環境審議会の委員の提言・調査関係の書類」、「市長交際費の分かる文書」など

小諸市の情報公開の課題は？

(担当部署から)

- ・情報公開条例については、迅速な対応を行っているが、課題は、公開条例とセットで施行された個人情報保護条例に対する過剰反応に関するものが多い。

情報公開について

他都市の事例

[情報への権利] (ニセコ町)

- わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

[情報公開] (清瀬市)

- 市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない
- 市は市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない

[情報収集及び管理] (ニセコ町)

- 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

情報共有について

現状・課題の確認

根拠条例等 小諸市広報規則

[広報内容]

- 市の条例、その他の法令により公示を要する事項
- 市の施策及び行事に関する事項 など

[広報の方法]

- 広報紙、インターネットのホームページ、広報車、テレビなど

[広報実績]

- 「広報こもろ」を毎月発行。発行部数16,700部（H20.12現在）
- 随時、ホームページを更新。閲覧数月平均H16-3.5万、H20-9.1万回



小諸市の情報共有の課題は？

（担当部署から）

- ・区未加入者への広報こもろの配布ルートがない
- ・広報が市民にどれだけ読まれているか正確に把握できていない

情報共有について

他都市の事例

[情報共有の原則] (ニセコ町)

- まちづくりは、自ら考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

[広報・広聴活動の充実] (清瀬市)

- 市は、多数の市民の参画を推進するため、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて、広報活動の充実に努めなければならない。
- 市は、まちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

情報交換について

- ・計画等策定会議
- ・説明会、意見交換会など

現状・課題の確認

根拠条例 小諸市総合計画策定審議会条例

- 小諸市の総合計画の策定に関する重要事項について、調査審議を行うために設置する審議会の任務、組織、任期等について定めたもの。

[任務]

審議会は、基本構想及び基本計画の重要事項について調査審議する。

[組織]

審議会委員は、17名（市議会議員4名以内、識見を有するもの13人以内）

総合計画審議会などの計画策定会議や地区説明会、意見交換会などの課題は？

（検討の観点）

- ・委員の構成
- ・参加機会の確保
- ・意見に対する対応（説明責任）

情報交換について

- ・計画等策定会議
- ・説明会、意見交換会など

参考：小諸市総合計画策定審議会の状況

審議会委員の男女比

- ・男性：女性 = 14：2（女性比率12.5%）

審議会、委員会等の平均25.5%

策定経過での市民参加等

平成19年	11月	まちづくり市民意識調査の実施	20歳以上の市民2,000人対象。807回収
平成20年	1月	高校生座談会開催	高校生8人参加
		広報こもろ2月号発行	総合計画策定のお知らせ 市民意識調査結果の公表
	2月	総合計画策定審議会諮問	審議会委員16人
	3月	市民インタビュー実施	参加者48人
	4月	グループインタビュー実施	NPO等7グループ
	5月	広報こもろ6月号発行	総合計画策定のお知らせ
		地区懇談会チラシの回覧	区を通じて開催チラシを隣組回覧
	6月～7月	地区懇談会の開催	市内8箇所
	8月	広報こもろ9月発行	総合計画進捗状況のお知らせ
10月	総合計画策定審議会答申	策定審議会2月～10月まで7回開催	

小諸市ホームページは随時更新

情報交換について

- ・計画等策定会議
- ・説明会、意見交換会など

他都市の事例

[総合計画（基本構想）への参加]（清瀬市）

- 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。
 1. 計画策定に関する情報を事前に公表する
 2. 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する
 3. 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める
 4. 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

[会議公開の原則]（羽咋市）

- 市は、市の執行機関に置く付属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利や利益に関するもので、公開することが適当でない認められるときなどは、公開を制限することができるものとする。

情報交換について

- ・計画等策定会議
- ・説明会、意見交換会など

他都市の事例

[委員の市民公募] (柏崎市)

- 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選任しなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。

[意見・要望・苦情等への対応] (ニセコ町)

- 町は、町民から意見・要望・苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない
- 町は、前項の応答に際して、その意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。
- 町は、前二項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

情報交換について

- ・計画等策定会議
- ・説明会、意見交換会など

他都市の事例

[説明責任について] (羽咋市)

- 市は、施策の決定、実施、評価にあたっては、その内容や必要性等をわかりやすく市民に説明する責任有する。

[行政評価] (伊丹市)

- 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに、市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

タイムテーブル

本日のWSのテーマ：
「情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？」

小諸市の課題

小諸市の自治基本条例に
加えること・強調すべきこと



タイムスケジュール	時間	
ワークショップ(小グループでの意見交換)	19:10 ~ 20:20	70分
各グループの討議結果の報告と全体まとめ	20:20 ~ 20:30	10分
終了	20:30	